

(第31号議案)

中野区地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例について

1 改正の主旨

介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、地域包括支援センターの人員配置基準が緩和されるため、中野区地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例を一部改正する。

2 改正内容

中野区地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例第3条について、下記のとおり改正する。

- (1) 常勤換算方法による職員配置を可能とするよう改める。
- (2) 複数圏域の高齢者人口に応じて3職種を配置すれば当該圏域の各包括での配置基準を満たすよう改める。

3 資料

条例新旧対照表のとおり

4 実施時期

公布の日から施行する。

中野区地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条 (略)</p> <p>(基本方針)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。)<u>第140条の66第1号イ</u>に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。)の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。</p> <p>(職員に係る基準及び当該職員の員数)</p> <p>第3条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者(法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の数がおおむね3,000人以上6,000人未満の場合に置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数<u>(地域包括支援センター運営協議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法(当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。)</u>によることができる。<u>以下同じ。)</u>は、原則として次のとおりとする。</p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域</u></p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(基本方針)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。)<u>第140条の66第1号ロ(2)</u>に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。)の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。</p> <p>(職員に係る基準及び当該職員の員数)</p> <p>第3条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者(法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の数がおおむね3,000人以上6,000人未満の場合に置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。</p> <p>(1)~(3) (略)</p>

包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。

3 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね6,000人以上の場合に置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、第1項の職員の員数に、次の表の左欄に掲げる当該第1号被保険者の数に応じ同表の右欄に定める者の数を加えた員数とする。

おおむね6,000人以上7,000人未満	第1項各号に掲げる者のい ずれか2人
おおむね7,000人以上	第1項各号に掲げる者のい ずれか3人

4 前3項に定めるもののほか、当該地域包括支援センターが担当する区域の実情に応じ区長が必要と認めるときは、前3項の規定により配置する職員に加えて運営上必要な常勤の職員を置くものとする。

附 則 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね6,000人以上の場合に置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、前項の職員の員数に、次の表の左欄に掲げる当該第1号被保険者の数に応じ同表の右欄に定める者の数を加えた員数とする。

おおむね6,000人以上7,000人未満	前項各号に掲げる者のい ずれか2人
おおむね7,000人以上	前項各号に掲げる者のい ずれか3人

3 前2項に定めるもののほか、当該地域包括支援センターが担当する区域の実情に応じ区長が必要と認めるときは、前2項の規定により配置する職員に加えて運営上必要な常勤の職員を置くものとする。

附 則 (略)